

予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第20条 広域連合長は、被保険者又は連帯納付義務者が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認められる場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、その保険料を減免する。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅又は家財について著しい損害を受けたとき。
- (2) 被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者が、次のアからエまでに掲げる理由により、その世帯の収入が著しく減少したとき。
 - ア 休廻業、休職又は失業
 - イ 事業における著しい損失
 - ウ 心身に重大な障害を受けたこと又は長期入院したこと。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、特別の理由として規則で定めるもの
- (3) 被保険者の属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者が死亡したことその他規則で定める理由により、その世帯の収入が規則で定める基準以下となつたとき。
- (4) 被保険者が、法第89条により、療養の給付等が一定期間制限されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認める場合で規則に定めるもの

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定める申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第21条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市町村長（特別区長を含む。）に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

(保険料の納付)

第22条 保険料は、第4条から前条までの規定に基づき当該市町に住所を有する被保険者及